

「店頭通貨オプション取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>(リスク及び自己責任の確認)</p> <p>第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p>	<p>(リスク及び自己責任の確認)</p> <p>第3条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」及び電子的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p>
<p>(取引口座)</p> <p>第4条</p> <p>2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「外国為替証拠金取引口座開設申込書兼外国為替証拠金取引についての確認書」を電磁的方法によって差し入れるものとします。</p>	<p>(取引口座)</p> <p>第4条</p> <p>2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「外国為替証拠金取引口座開設申込書兼外国為替証拠金取引についての確認書」を電子的方法によって差し入れるものとします。</p>
<p>(注文)</p> <p>第8条</p> <p>①通貨ペアの種類</p>	<p>(注文)</p> <p>第8条</p> <p>①通貨の種類</p>
<p>(ロスカットルール)</p> <p>第14条</p> <p>②第21条に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p>	<p>(強制決済及びロスカット等)</p> <p>第14条</p> <p>②第19条に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p>
<p>(追加証拠金)</p> <p>第15条 <u>当社は、毎営業日建玉を有しているお客様に対し取引時間終了時点での口座状況を確認し、同時点における資産評価額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託するものとします。</u></p> <p>2 <u>お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（積立FX取引、</u></p>	<p>(新設)</p>

オプションFX取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

3 前項の日時まで追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分することができるものとします。

4 お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。

5 当社は、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

(預託金残高の返還)

第16条

(取引の制限)

第17条

⑤お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合

⑥その他、当社が本取引の継続が不相当であると判断したとき

(取引の終了)

第18条

2 当社は、お客様が第14条、第15条、第21条又は第32条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものといたします。

(預託金残高の返還)

第15条

(取引の制限)

第16条

(追加)

⑤その他、当社が本取引の継続が不相当であると判断したとき

(取引の終了)

第16条

2 当社は、お客様が第14条、第19条又は第30条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものといたします。

<p><u>第19条～第25条</u></p> <p>(報告)</p> <p><u>第26条</u> お客様は、お客様について<u>第21条第1項各号</u>又は<u>第2項各号</u>のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面又は電磁的方法をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第27条～第28条</u></p> <p>(定期報告書)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、次に掲げる内容の書面を電磁的な方法または当社が必要と認めた場合に限り書面によって、お客様に交付するものとします。</p> <p><u>第30条～第31条</u></p> <p><u>第32条</u></p> <p>⑤お客様が<u>第21条</u>に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>⑨当社が、<u>第18条第2項</u>の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害</p> <p><u>第34条～第37条</u></p> <p>(2021年4月)</p>	<p><u>第17条～第23条</u></p> <p>(報告)</p> <p><u>第24条</u> お客様は、お客様について<u>第19条第1号</u>又は<u>第2号</u>のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第25条～第26条</u></p> <p>(定期報告書)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、次に掲げる内容の書面を電子的な方法または当社が必要と認めた場合に限り書面によって、お客様に交付するものとします。</p> <p><u>第28条～第29条</u></p> <p><u>第30条</u></p> <p>⑤お客様が<u>第19条</u>に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第31条</u></p> <p>⑨当社が、<u>第16条第2項</u>の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害</p> <p><u>第32条～第35条</u></p> <p>(2020年11月)</p>
---	---